

## 特別支援学校や特別支援学級等への教職員等の適切な配置を 求める意見書

文部科学省の令和4年度学校基本調査によると、過去10年間で特別支援学校については、学校数が約100校、児童生徒数は約2万人、特別支援学級については、学級数が約3万学級、児童生徒数は約19万人それぞれ増加するなど、特別支援教育に関連する施設と児童生徒数は年々増加しており、新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

本市においても、医療の進歩や特別支援教育への理解の広がり、障がいの概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子どもの数は増加を続けており、このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校や特別支援学級等への専門的な知識や経験を持った教職員等を増員することは必要不可欠である。

また、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく、子どもの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育の更なる拡充が必要である。

よって、国におかれては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な児童生徒の増加や、障がいの特性に応じた的確な教育を実現するために、特別支援学校や特別支援学級等への教職員等の適切な配置に向けて、次の事項について財政措置を含めた特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 障がいのある児童生徒に対して、学校における各種日常生活動作の介助や学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員を始めとした必要な支援人材の適切な配置を支援すること。
- 2 特別支援学校における教育の質の向上の観点から、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得を支援するとともに、大学での養成教育を受けていない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する特別免許状制度の活用についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
こども政策担当大臣